

平成21年経済センサス - 基礎調査にご協力をお願いします。

(平成21年7月1日で実施)

大阪府総務部統計課事業・産業グループ

1 経済センサスの経緯

現在行われている産業を対象とした大規模統計調査は、各省が所管産業別に異なる年次と周期で実施されているため、同一時点における我が国経済の実態を把握できる統計が存在しないことが問題でした。

そのため、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)等において、経済に関連した大規模統計調査の統廃合、簡素・合理化とともに我が国全体の経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサスの必要性が提言され、「基幹統計調査」として実施されることになりました。

2 調査の目的

経済センサスは、事業所及び企業の活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的として実施します。

調査は、平成21年に、事業所・企業の産業や規模などの基本的構造を明らかにするとともに事業所・企業の母集団情報を整備するための「経済センサス - 基礎調査」を実施した後、平成23年以降に、事業所・企業の活動状況を明らかにするための「経済センサス - 活動調査」を実施します。

< 以下は平成21年経済センサス - 基礎調査の概要です。 >

3 調査の対象

全国すべての事業所及び企業が対象です。

4 調査の期日

平成21年7月1日現在で実施します。

5 調査の方法

調査は、甲調査と乙調査に分かれています。甲調査は民営の事業所を、乙調査は国及び地方公共団体の事業所を対象とします。

甲調査

調査は企業を単位として行います。支所・支社・支店等の事業内容や従業員数などについても本社において記入していただきます。原則として調査員が調査対象事業所を訪問して調査票を配布し、収集します。ただし、対象となる事業所・企業の規模が、一定規模以上の事業所・企業については、国(総務省)、都道府県、市町村から調査票を郵送により配布し、郵送又はインターネットを利用して回収します。また、調査員の目視では捕捉することが困難なS O H O等の事業所については、商業・法人登記情報の活用により捕捉の上、調査します。

乙調査

各府省等の長・都道府県知事・市町村長が、それぞれ管轄する事業所に調査票を送付し、回収します。

6 調査事項

甲調査

(1)名称及び電話番号 (2)所在地 (3)事業所の従業者数 (4)事業所の事業の種類・業態 (5)事業所の開設時期 (6)経営組織 (7)資本金等の額及び外国資本比率 (8)決算月 (9)持株会社か否か (10)親会社、子会社の有無等 (11)法人全体の常用雇用者数 (12)法人全体の主な事業の種類 (13)支所等の有無等

乙調査

(1)名称及び電話番号 (2)所在地 (3)職員数 (4)事業の種類 (5)事業の委託先の名称及び所在地等

7 結果の公表

速報集計

基本的な集計結果について、平成 22 年 6 月末までに公表します。

確報集計

事業所に関する集計は、平成 22 年 11 月末までに公表します。

企業に関する集計は、親会社と子会社の名寄せ前の結果を平成 22 年 11 月までに、親会社と子会社の名寄せ後の結果を平成 23 年 3 月末までに公表します。